

坂戸市公共施設等有料広告募集要項

- 1 掲載期間 最長で1年間まで掲載できます（1か月単位でお願いします）。
なお、掲載期間終了前に申込みがあれば、引き続き掲載ができます。
ただし、広報さかどへの広告については、各号ごとに申込みをお願いします。
また、市が運行に関わるバスの時刻表への広告については、印刷を行うごとに申込みをお願いします。

- 2 掲載位置等 別表のとおりです。

- 3 掲載要件等
掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとします。
 - (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種であるもの
 - (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の適用を受ける業種であるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) 土地、建物の個別物件又は個別の商品、サービスの説明、売買紹介に係るもの
 - (7) 個人名が記載されているもの（ただし、個人名が商店等の名称に使用されている場合を除く）
 - (8) あたかも市、国、他の地方公共団体等が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (9) 施設、物品への掲示については、次に該当するもの
 - ア 本来の機能に支障を来す、又は損傷させるおそれのあるもの
 - イ 施設、物品の塗装を伴うもの
 - ウ 広告物の表面に著しい凹凸があるもの
 - エ 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用しているもの
 - オ 広告物に著しい厚みがあるもの
 - カ 落下等により市民及び職員に危険を及ぼすおそれのある資材等を使用しているもの
 - キ 屋外での掲示については、次に該当するもの
 - (ア) 本来の機能に支障を来す、又は損傷させるおそれのあるもの
 - (イ) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

- 4 申込方法
次に掲げる書類を5の提出先に提出してください。
 - (1) 坂戸市公共施設等有料広告掲載申込書

(2) 坂戸市公共施設等有料広告掲載申込施設別添付資料

(3) 広告の版下原稿または広告の内容がわかる図面等

5 提出先

区 分	担 当 課	備 考
市庁舎	庶務課	庶務係
広報さかど	広報広聴課	広報広聴係
市民バス停留所標識 市民バス時刻表	交通対策課	交通対策係

6 掲載の決定

市では、申込受付後、内容等について審査のうえ掲載の可否を決定し、坂戸市公共施設等有料広告掲載決定通知書により、申込みをされた方に通知します。

7 掲載準備・撤去

掲載の決定を受けた方は、市の指定する期間内に広告の取付けをしてください（広報さかどを除く。）。

また、掲載期間が終了する際は速やかに撤去及び原状回復をお願いします。

なお、取付け、撤去及び原状回復の際は、市職員が立ち会います。

8 責任

広告の内容に関する責任は、掲載を行う方が負うこととします。

また、掲載された広告物の管理は掲載を行う方の負担とします（広報さかどを除く。）。

9 料金の納付

掲載料金については、坂戸市公共施設等有料広告掲載決定通知書に記載された額を、通知から14日以内に市役所会計課、市指定金融機関又は市収納代理機関（郵便局を除く。）にて納付してください。

10 掲載の取消し

掲載期間中でも、施設の維持管理上の都合等から掲載ができなくなる場合には、掲載の決定を取り消すものとします。

別表

施設等	掲載位置	方法	規格	料金	募集枠
市庁舎内	1階 高齢者福祉課上部のひさし	シール等 (塗装不可)	B0判	年額120,000円 (月額10,000円)	9枠
広報さかど	各号ごとに指定するページの最下段	提出された版下を印刷	縦 50 mm 横 90 mm	各号 20,000円	各号10枠
			縦 50 mm 横 180 mm	各号 40,000円	
市民バス停留所標識	ルート図後面等	シール等 (塗装不可)	A3判	年額20,000円 (月額2,000円) ※ ただし、坂戸駅北口、若葉駅、北坂戸駅東口については、 年額30,000円 (月額3,000円)	約100か所(ただし、埼玉県屋外広告物条例に定める禁止区域等にあるものを除く。裏面が時刻表等で使用されていない場合、1か所について、A4判で3枚まで掲載できます。)
			A4判	年額10,000円 (月額1,000円) ※ ただし、坂戸駅北口、若葉駅、北坂戸駅東口については、 年額15,000円 (月額1,500円)	
市民バス時刻表	時刻表内	提出された版下を印刷	縦 45 mm 横 88 mm	時刻表の印刷1回につき 25,000円	4枠

※ 募集枠には、現在広告掲載中のものを含まず。

なお、広告掲載中の募集枠については、原則として掲載終了後に申込みを受け付けます。

◎ 埼玉県屋外広告物条例等により、広告を掲載できない場合があります。